

在外選挙人名簿登録制度 出国時申請方法について

平成30年6月1日

1. 制度改正について

在外選挙制度とは、国外に居住する日本人が、在外選挙人名簿に登録されることにより、国政選挙の投票を国外でも行えるようにする制度です。

在外選挙人名簿への登録の申請については、これまで出国先の在外公館等において行うものに限られていましたが（在外公館申請）、平成30年6月1日より、国外に転出する前に国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口でも申請を行えるよう、制度の見直しが行われました（出国時申請）。

2. 出国前に市町村窓口で申請する場合（出国時申請）

（1）登録資格

■年齢満18歳以上の方 ■日本国籍をお持ちの方 ■国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方 ■国外に住所を有する方

（2）申請書の提出方法

■転出届提出後、申請者本人又は申請者からの委任を受けた方が、直接、南房総市選挙管理委員会の窓口で申請してください。申請受付時間は平日 8:30～17:00 までで、申請する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

申請場所及び連絡先

南房総市富浦町富浦青木 28 南房総市役所別館 1 2 階総務課内
南房総市選挙管理委員会事務局 ☎0470-33-1131

※出国時申請できる期間は、転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日当日までの間です。期間内に出国時申請をしない場合は従来どおり在外公館申請になり、登録には海外に3ヶ月住所を有することが必要になります。

3. 申請時の持参書類

（1）申請者本人による申請

旅券（パスポート）、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証、国公立大学の学生証など

（2）申請者から委任を受けた方を通じた申請

上記（1）の書類に加え、次の書類が必要になります。

①申請に来ている者の本人確認書類

日本国又は地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書（旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証）又はその他選挙管理委員会が適当と認める書類

②申出書

あらかじめ、登録申請者本人がこの「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。

4. その他

国外に住所を有することが登録の要件になりますので、出国後は早めに、在外公館等に「在留届」を提出してください。（インターネットでも届出ができます。）